

岩手県監査委員告示第 23 号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成 13 年岩手県監査委員告示第 9 号及び平成 14 年岩手県監査委員告示第 12 号並びに平成 19 年岩手県監査委員告示第 6 号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成 12 年度及び平成 13 年度並びに平成 18 年度に実施した地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 平成 12 年度

岩手県出資法人のうち下記 6 法人の収支財務内容について

- ① 社団法人岩手県肉牛生産公社
- ② 社団法人岩手県農地管理開発公社
- ③ 財団法人岩手県観光開発公社
- ④ 財団法人クリーンいわて事業団
- ⑤ 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
- ⑥ 岩手県産株式会社

のうち社団法人岩手県肉牛生産公社分

(2) 平成 13 年度

ア 社団法人岩手県林業公社、財団法人いわてリハビリテーションセンター及び三陸鉄道株式会社の収支並びに上記 3 法人に対する岩手県の補助金、基金及び貸付金等の支出についてのうち社団法人岩手県林業公社分

イ 県有林特別事業会計の収支について

(3) 平成 18 年度 農業農村整備事業

3 監査委員告示

- (1) 平成 12 年度分 平成 13 年 3 月 26 日付け岩手県監査委員告示第 9 号
- (2) 平成 13 年度分 平成 14 年 3 月 19 日付け岩手県監査委員告示第 12 号
- (3) 平成 18 年度分 平成 19 年 3 月 9 日付け岩手県監査委員告示第 6 号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

- (1) 平成 12 年度分 包括外部監査の結果に対する措置について 平成 16 年 3 月 11 日及び平成 20 年 5 月 16 日
- (2) 平成 13 年度分 包括外部監査の結果に対する措置について 平成 20 年 5 月 16 日
- (3) 平成 18 年度分 包括外部監査の結果に対する措置について 平成 20 年 5 月 16 日

5 措置結果の内容

(1) 平成 12 年度

指摘事項	措置内容
構築物については昭和 52 年度以降減価償却を実施していないが、経理規程に従った減価償却を実施すべきである。	平成 13 年 9 月の外部有識者による「岩手県肉用牛改良事業推進検討委員会」の報告に基づき、改良事業は、県からの委託により行うことが適当と考えられ、減価償却は不要と判断

	<p>した。</p> <p>増殖事業は、累積債務を解消の後、廃止することが適当と考えられ、この場合、再投資が必要ないことから、減価償却は不要と判断した。</p> <p>なお、従前の定款及び経理規程を改正したところである。</p>
子牛及び肥育牛の棚卸し単価が任意の金額で計算されているため、本来の評価額より過大に計上されている。	平成 12 年度決算より適切な方式で処理したところである。
凍結精液の棚卸し単価が前年度末時点の単価で計算されているため、過少に計上されている。	平成 12 年度決算より経理規程に基づき処理したところである。
	以上のような措置を講じた後、社団法人岩手県肉牛生産公社は、平成 18 年 3 月に解散したところである。

(2) 平成 13 年度

指摘事項	措置内容
分収造林勘定の会計処理及び管理について誤りがみられた。	分収造林勘定の費用及び収益の計上方法を改善するとともに、運用借入金未払利息の控除方法を修正した。また、同勘定の原価構成も指摘に沿って改善した。 沿革簿の合計と貸借対照表の分収造林勘定との不一致も指摘に沿って改善した。
県の公社貸付金の全額回収は非常に困難であり、これ以上の悪化を防ぐため、県は何らかの対策を講ずるべきである。	以上のような措置を講じた後、社団法人岩手県林業公社は、平成 16 年 3 月の岩手県出資法人改革推進プランの方針を受け、平成 19 年 5 月で解散したところである。
特別会計の枠内だけで借入金を返済し収支均衡を図ることは困難であり、最終的には県民負担となるため、県は情報公開の徹底や P R を実施して県民の理解を得るべきである。	経営改善については、「機関造林の経営改善方針」（平成 16 年 4 月策定）に基づき実施しているところであり、その取り組み状況について県ホームページで公開している。
消費税還付額が過少であり、更正請求をする必要があるほか、収入未済の 3 件について、不納欠損処理を行う必要がある。	消費税還付額の積算に当たっては、税務署の積算方法により、県有林事業特別会計の決算資料を基に適正に申告している。 また、収入未済の 3 件のうち、1 件は不能欠損処理済であり、残る 2 件（債務者は 1 人）については、債務者の所在等を引き続き調査中である。

(3) 平成 18 年度

指摘事項	措置内容
ほ場整備・農道整備等の土地改良事業では、実際に効果のある事業を選択するために、これまでの事前評価や再評価だけではなく、一定の規模や特定の内容をもつ事業については、事業の実績評価として経済効果の検証を行い、事業計画策定の関係者にその結果をフィードバックする必要がある。	公共事業の事後評価については、実施計画（案）を策定し、平成 19 年 10 月 26 日開催の岩手県公共事業評価専門委員会において了承を受け、平成 20 年度から本格実施することとした。 また、平成 19 年 10 月 3 日に広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長、農林センター所長及び土木部等の長に対し、費用対効果の適切な算定について指示通知済み。これにより、費用対効果分析の前提となる土地利用計画と営農計画の

	策定に当たっては、今後の社会経済情勢、農業情勢を十分見通した上で、農業者の意向を十分に反映させたより実効性の高い計画とすることなどを徹底するよう周知した。
事業計画の策定に当たっては、農家等の関係者から各種の聞き取りや客観的なデータの把握を十分に行い、より現実的で説明責任を果たしうるような事業計画の作成が必要である。	平成 19 年 10 月 3 日に広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長、農林センター所長及び土木部等の長に対し、費用対効果の適切な算定について指示通知済み。これにより、費用対効果分析の前提となる土地利用計画と営農計画の策定に当たっては、今後の社会経済情勢、農業情勢を十分見通した上で、農業者の意向を十分に反映させたより実効性の高い計画とすることなどを徹底するよう周知した。
今後の土地取得の補償にあたっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱」に従い、適正な評価によって補償単価を決定することが必要である。	平成 19 年 3 月 29 日に土地取得価格基準書作成運用指針を一部改正し、広域振興局等の局長に対し、時点修正を行う場合の変動率の適用について指示通知済み。 また、取組みを徹底するため、平成 19 年 4 月の土地改良事業事務担当者等会議において周知した。
「ふるさと農道緊急整備事業」において、事業の採択時や事業計画変更時の書類等に根拠資料が十分ではなかった事例があった。	平成 19 年 11 月 14 日に広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長及び農林センター所長に対し、計画書等を適切に管理するよう指示通知済み。 また、事業の効用等について、平成 19 年 11 月に県ホームページに掲載し、県民への情報提供や理解醸成を図った。
ため池整備事業の水路修理に毎年相当の維持管理コストを要していることから、適正な維持管理の方法やその費用負担等について、関係機関と調整を図る必要がある。	平成 19 年 3 月に農業水利施設の維持更新計画を策定し、ライフサイクルコストの最適化を図ることとした。 また、今後の維持・更新に当たっては、同計画を踏まえ、施設管理者と十分な調整を図るよう、平成 19 年 5 月の農業農村整備事業調査計画担当者会議において周知した。
投資効率の算定に当たって、主たる設備の耐用年数と同一の還元率を適用していなかった事例があった。	当該地区は、投資効率の算定における還元率と施設の耐用年数の整合を図ったうえで、計画変更手続きを行い、平成 19 年 10 月 22 日に計画変更が確定した。
ため池整備事業について、早急に必要な整備事業ができるように、具体的な整備計画が定められていない箇所について、検討が必要である。	平成 19 年 3 月 28 日に広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長及び農林センター所長に対し、ため池整備の計画的な事業推進について指示通知済み。
ため池緊急点検の結果に関して、住民への周知に当たり、県は、より一層綿密な助言を行う必要がある。	平成 19 年 3 月 28 日に広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長及び農林センター所長に対し、ため池緊急点検の結果を書面により地域住民に周知するよう指示通知済み。 なお、本通知を受け、一関総合支局農林部農村整備室では、ため池管理者である関係市町に出向き、本通知の写しを手渡し、取組みの趣旨を助言した。
交付金額を算定する際に管理に要した総額を把握し、総額を確認した資料が添付されていなかった。	平成 19 年 2 月 22 日に広域振興局等の農村整備室長及び千厩農林センター所長に対し、関係書類の添付について指示通知済み。 また、取組みを徹底するため、平成 19 年 3 月の国造事業連絡会議において周知した。

<p>土地改良のエキスパートの公益法人として、岩手県土地改良事業団体連合会に随意契約として発注してきたことは理解できるが、土地連の行う業務全てが自動的に随意契約に該当するのではなく、個々の業務ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を慎重に考慮して決定すべき。</p>	<p>岩手県土地改良事業団体連合会への委託業務に関する事務取扱要領等を制定し、広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長及び農林センター所長に対し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することについて指示通知した。</p> <p>また、取組みを徹底するため、平成 20 年 3 月の農村整備室長・課長等合同会議において周知した。</p>
<p>今後、低価格入札工事の品質を確保するために厳正な工事の監督を図るとともに、市場価格を反映したより透明性、公正性の確保を図る観点から、今後の一般競争入札の拡大と併せ、低価格入札の取組みについても十分に検討する必要がある。</p>	<p>低価格入札工事の場合は、総括監督員、主任監督員、監督員の 3 名体制で重点的に監督業務ができるよう、農業土木工事監督要領を平成 18 年 10 月に改正済み。</p> <p>また、取組みを徹底するため、平成 19 年 3 月の土地改良工事標準積算基準等に関する説明会において周知した。</p>